

佐野市告示第 2 3 2 号

軽自動車税納税通知書兼領収証書の公示送達

軽自動車税納税通知書兼領収証書の送達を受けるべき次の方について、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の規定に基づく書類の送達ができないので、同法第 2 0 条の 2 及び佐野市税条例（平成 1 7 年佐野市条例第 6 3 号）第 1 8 条の規定により告示します。

なお、送達すべき書類は佐野市総合政策部市民税課において保管し、送達を受けるべき方からの申出又は送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和 8 年 1 0 月 9 日

佐野市長      金   子      裕

1   送達すべき書類の名称

令和 8 年度   軽自動車税納税通知書兼領収証書

2   送達を受けるべき方の氏名

株式会社   東山温泉